

双葉町民間賃貸住宅新築等促進事業補助金 概要

申請期間：令和7年6月～令和12年3月末 補助金予算 5億5,500万円

事業の内容

<補助先>

町内に民間賃貸住宅を建設し、所有者となる法人又は個人

<補助対象>

(1) 用地取得費補助

民間賃貸住宅の建設のために必要な用地の取得に要した経費の一部を補助する。

(2) 建設工事費補助

民間賃貸住宅の建物本体工事及び外構工事に要した経費の一部を補助する。

<補助要件>

- (1) 民間賃貸住宅の建設を行う土地が、ア～ウの要件を全て満たすこと
 - (ア) 避難指示が解除されていること
 - (イ) 用途地域又は一団地の復興再生拠点市街地形成施設に定められていること
 - (ウ) 土砂災害警戒区域として指定されていないこと
- (2) 建設する1棟あたり4以上の戸数を有するもの
- (3) 1戸あたりの専用部分の床面積が壁芯間の寸法により算定し、18平方メートル以上であるもの
- (4) 各戸に専用の玄関、トイレ、浴室及び台所が設置されているもの
- (5) 組立式仮設建築物やコンテナハウス等の簡易なものでないもの
- (6) 新築であるもの
- (7) 上水道及び公共下水道又は合併処理浄化槽に接続しているもの
- (8) 建築基準法その他関係法令の基準に適合しているもの

事業スキーム（対象者、補助率等）

(1) 用地取得費補助

補助率（40/100）

双葉町

個人または法人

※同一事業者への補助上限500万円
※公共用地は対象外

(2) 建設工事費補助

町内建設事業者が施工する場合

補助率（35/100）

双葉町

町外建設事業者が施工する場合

補助率（25/100）

個人または法人

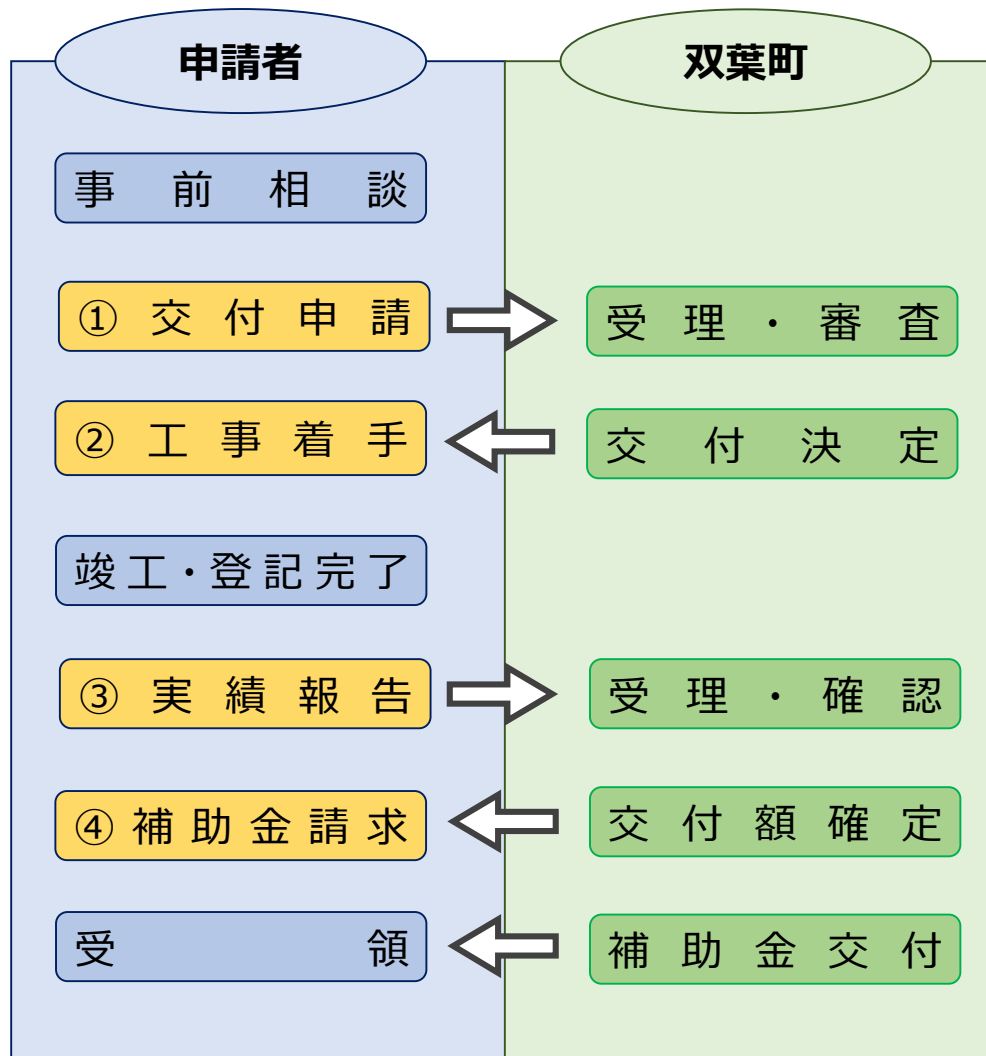
※ただし、補助金額に上限あり。

○補助上限額

下表に掲げる面積を建設する住戸の補助額の総和又は1億円のいずれか小さい額

1戸あたりの床面積	町内事業者が施工	町外事業者が施工
18㎡～25㎡未満	200万円	150万円
25㎡～45㎡未満	250万円	180万円
45㎡～55㎡未満	400万円	290万円
55㎡～	450万円	320万円

双葉町民間賃貸住宅新築等促進事業補助金の申請フロー



【お問い合わせ先】

双葉町復興推進課 復興推進係 ☎ 0240-33-0127

ホームページ

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp>

【書類提出先】

〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

双葉町役場 復興推進課 宛

① 交付申請に必要な書類

- (1) 双葉町民間賃貸住宅新築等促進事業計画兼交付申請書（様式第1号）
- (2) 現況写真
- (3) 建設を行う土地の登記事項証明書及び地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する地図をいう。）の写し
- (4) 建設を行う土地を賃借している場合は、当該賃貸借契約書の写し
- (5) 建設工事費及び用地取得費の見積書の写し
- (6) 民間賃貸住宅の設計図書（位置図、配置図、平面図、立面図、建物全体及び各戸の求積図等）
- (7) 個人にあっては、居住している市区町村の住民票、所得証明書及び市区町村税の納税証明書
- (8) 法人にあっては、法人の登記事項証明書、直近の決算書類及び法人事業税の納税証明書
- (9) 第3条第1号から第7号までを全て満たすことについての誓約書（様式第2号）
- (10) その他町長が必要と認める書類

② 工事着手 ※交付決定通知から6カ月以内

- (1) 双葉町民間賃貸住宅新築等促進事業工事着手届（様式第6号）

③ 実績報告

- (1) 双葉町民間賃貸住宅新築等促進事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (3) 土地及び家屋の表示に関する登記事項証明書
- (4) 建設工事請負契約書の写し
（補助事業者が自ら施工する場合を除く。）
- (5) 事業費の支出を証する書類
- (6) 建物、附帯設備等の完成写真（内部及び外部を撮影したもの）
- (7) 住宅管理に関する書類
（入居基準、賃貸借予定額、賃貸契約書書式）
- (8) その他、町長が必要と認める書類

④ 補助金請求

- (1) 双葉町民間賃貸住宅新築等促進事業補助金交付請求書（様式第9号）
- (2) 口座が確認できる通帳の写し

(参考) 算出シミュレーション

20戸、2LDK（50㎡）の家族向け世帯向け住宅の建設に要する費用が
用地取得費：2,000万円 建築費：3億円 とした場合（1,500万/戸）

(1) 用地取得費補助

補助額

$$2,000\text{万円} \times 40/100 \text{ (2/5)} = \mathbf{800\text{万円}} > \mathbf{500\text{万}}$$

(2) 建設工事費補助（町内建設事業者）

補助額算定①

$$3\text{億円} \times 35/100 \text{ (7/20)} = \mathbf{1\text{億}500\text{万円}}$$

補助額算定②

45㎡以上55㎡未満の2LDKが20戸

$$\mathbf{400\text{万円}} \times 20\text{戸} = \mathbf{8,000\text{万円}}$$

$$\mathbf{8,000\text{万円}} < \mathbf{1\text{億円}} < \mathbf{1\text{億}500\text{万円}}$$

よって、補助額算定② $\mathbf{8,000\text{万円}}$ を採用し、 $\mathbf{8,500\text{万円}}$

(2) 建設工事費補助（町外建設事業者）

補助額算定①

$$3\text{億円} \times 25/100 \text{ (1/4)} = \mathbf{7,500\text{万円}}$$

補助額算定②

45㎡以上55㎡未満の2LDKが20戸

$$\mathbf{290\text{万円}} \times 20\text{戸} = \mathbf{5,800\text{万円}}$$

$$\mathbf{5,800\text{万円}} < \mathbf{7,500\text{万円}} < \mathbf{1\text{億円}}$$

よって、補助額算定② $\mathbf{5,800\text{万円}}$ を採用し、 $\mathbf{6,300\text{万円}}$

1戸あたりの床面積	町内事業者	町外事業者
18㎡以上 25㎡未満	200万円	150万円
25㎡以上 45㎡未満	250万円	180万円
45㎡以上 55㎡未満	$\mathbf{400\text{万円}}$	$\mathbf{290\text{万円}}$
55㎡以上	450万円	320万円